明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○不動産登記令等の一部を改正する政令（二九七）　二
○気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九八）　三
○気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令（二九九）　七
〔告　示〕
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通九九九～一〇〇二）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇〇三～一〇〇八）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一三七）　八
○都市計画に関する件（同一三八）　八
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　八
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、所在不明の建設業者関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇不動産登記令等の一部を改正する政令（政令第二九七号）（法務省）

一　不動産登記令の一部改正関係（第一条関係）

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二四号。以下「一部改正法」という。）により不動産登記法（平成一六年法律第一二三号。以下「不登法」という。）の一部が改正され（一部改正法による改正後の不登法を「改正不登法」という。）、改正不登法第七三条の二第一項各号に掲げる事項が所有権の登記事項とされたことによる所要の規定の整備を行うこととした。

二　関係政令の一部改正関係（第二条～第四条関係）

一部改正法の施行に伴い、建設機械登記令（昭和二九年政令第三〇五号）、船舶登記令（平成一七年政令第一一号）及び農業用動産抵当登記令（平成一七年政令第二五号）について所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九八号）（国土交通省）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三七号）の施行期日は、令和五年一一月三〇日とすることとした。

◇気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令（政令第二九九号）（国土交通省）

一　気象業務法施行令の一部改正関係

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、気象業務法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　計量法施行令の一部改正関係

改正法の施行に伴い、計量法施行令について所要の規定の整理を行うこととした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和五年一一月三〇日）から施行することとした。